



「洲本市外国籍高齢者等福祉給付金 資格要件変更届」の対象者

- ①市外に転出したとき
- ②死亡したとき
- ③年額 398,496 円以上の公的年金の支給を受けることができるようになったとき
- ④生活保護を受給するようになったとき
- ⑤前年の所得（1月から7月までの間の給付金の支給については、前々年の所得）が、国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に定める額を超えているとき
- ⑥配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該支給対象者の生計を維持する者の前年の所得が、旧施行令第5条の4第2項に定める額を超えているとき
- ⑦洲本市外国籍障害者等福祉給付金を受給しているとき
- ⑧他の地方公共団体が支給する同趣旨の給付金（年額 398,496 円以上）を受給しているとき
- ⑨住所、氏名又は給付金の支払を受ける金融機関の口座を変更したとき
- ⑩現に受給する公的年金の額又は他の地方公共団体の給付金の額に変更があったとき